

○特許庁告示第十号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月一日 特許庁長官 若井 良行

第二号中「十八万六千八百円」を「二十万六千九百円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成二十四年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第十一号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月一日 特許庁長官 若井 良行

第二号を次のように改める。

一 本邦通貨の金額

- 1 千三百三十三スイス・フラン 十一万七千七百円
- 2 十五スイス・フラン 千四百円
- 3 二百スイス・フラン 一万八千三百円
- 4 百スイス・フラン 九千五百円
- 5 三百スイス・フラン 二万七千四百円

附 則

- 1 この告示は、平成二十四年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定（第二号3に係る部分を除く）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二十九号）以下「法」といふ）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年五月一日 国土交通大臣 前田 武祐

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・若手県陸前高田市竹駒町字相川地内から同市高田町字大隅地内まで）及びこれに伴う市道代替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 若手県陸前高田市竹駒町字相川並びに高田町字大隅、字西和野及び字中和野地内
- 2 使用の部分 若手県陸前高田市竹駒町字相川並びに高田町字大隅、字西和野及び字中和野地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、若手県陸前高田市竹駒町字相川地内の陸前高田インターチェンジ（仮称）から大船渡市大船渡町字丸森地内の大船渡碓石海岸インターチェンジまでの延長8.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）及びこれに伴う市道代替工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）

第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための代替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道45号（三陸縦貫自動車道、以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市等を経由して宮古市に至る延長約248kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市、宮古市等（以下「三陸沿岸地域」という。）は沿岸漁業や養殖漁業が盛んであり、水産品を仙台地域、首都圏等へ出荷していたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

三陸沿岸地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道45号及び一部供用済みの本路線があるが、本件区間に対応する一般国道45号（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間があるほか、東日本大震災時には道路損壊、浸水等により長期間全面通行止めになるなど、自然災害等による通行止めが行われており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と一体となって三陸沿岸地域と仙台地域とを結び高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られ、三陸沿岸地域の早期復興に寄与するとともに、自然災害時等における現道の代替路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である若手県知事が、「環境影響評価の実施について（昭和59年8月閣議決定）」等に基づき、平成10年6月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年11月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるオジロワシ、オオワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息域の一部を通過するが、周辺には同様の生息環境が広く分布していることなどから影響は少ないと評価されている。オジロワシ